

昭和五十八年三月十八日(金曜日)

午後零時三十分開會

出席者は左のとおり。

國務大臣

1. The first step is to identify the key components of the system. This involves understanding the inputs, outputs, and internal processes. For example, in a manufacturing system, the inputs might be raw materials and labor, the outputs might be finished products, and the internal processes might involve assembly and quality control.

える額を取り崩して毎年度の一般会計の財源とし

ります。また、登録免許税の税率軽減措置につき

おります。

第二は、住宅取得控除制度の改正であります。住宅取得控除制度につきましては、住宅融資の償還金等に係る控除率を七％から一八％に、その控除限度額を五万円から十五万円に引き上げる等、その改善を図ることとしたしております。なお、定額控除は廃止することとしたしております。

第三は、中小企業の設備投資の促進に資するための措置であります。

中小企業者等の機械の特別償却制度につきましては、二年限りの措置として、その対象となる機械及び装置の取得価額の合計額のうち、過去五年間の平均投資額を超える部分については、百分の十四の償却割合にかえて百分の三十の償却割合を適用する特別措置を講ずることとしたしております。

第四は、特定の基礎素材産業の構造改善に資するための措置であります。

すなわち、原料の節減等構造改善に資する特定の設備については、初年度百分の十八、建物等については百分の八の特別償却制度、事業提携に伴う現物出資により取得した株式についての圧縮記帳の特例、過剰設備の廃棄により生ずる除却損に係る欠損金の繰越期間を十年とする特例及び事業の集約化のための合併、現物出資、営業譲渡等に係る登記に対する登録免許税の税率を軽減する特例を設けることとしたしております。

第五は、自動車関係諸税に関する改正であります。

すなわち、揮発油税及び地方道路税について税率の特例措置の適用期限を二年延長するほか、自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、自動車検査証の有効期間が三年とされる自動車に対する税率を設けることとしたしております。

第六は、少額貯蓄等利用者カード制度の適用の延期等であります。

少額貯蓄等利用者カード制度につきましては、

これを三年間適用しない措置を講ずることとし、また、利子・配当所得の源泉分離選択課税等の特例措置について、その適用期限を三年延長することとしたしております。

その他、地震防災応急対策用資産の特別償却制度の創設等を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の特定期間免除税制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

わが国の財政はきわめて厳しい状況にあり、その建て直しは最も重要な課題の一つとなっております。昭和五十八年度の予算編成に当たっては、このような状況にかんがみ、歳出面において経費の徹底した節減合理化に努めるとともに、歳入面においても税外収入等につき極力見直しを行ったところでありました。

その一環として、製造たばこの小売定価の適正化を図り、あわせて財政収入の確保に資するため、製造たばこの小売定価の最高価格の引き上げを行うとともに、現下の財政事情等にかんがみ、昭和五十八年度及び昭和五十九年度における専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、製造たばこ定価法において定められている種類ごと、等級別の最高価格を、紙巻たばこについては十本当たり十円、パイプたばこについては十グラム当たり十円、葉巻たばこについては一本当たり十円、それぞれ引き上げることとしたしております。

第二に、専売納付金の納付の特例措置を講ずることとし、日本専売公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、日本専売公

社法の本来の規定により納付する専売納付金のほか、政令で定める日以降売り渡した製造たばこの本数に〇・三四円を乗じて得た額に相当する金額を、専売納付金として、それぞれの事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬこととしたしております。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、災害被害者の負担を軽減するため、一定の要件に該当する被災自動車について自動車重量税を還付する措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

自動車販売業者等が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等または車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、当該保管をしている間に自動車重量税が納付されたもので災害による被害を受けたことにより走行の用に供されることなく使用の廃止がされたものにつき、当該納付された自動車重量税の額に相当する金額を納税義務者に還付することとしたしております。

以上が、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(戸塚進也君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、四案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(戸塚進也君) 次に、参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。租税特別措置法の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、電源開発促進税法の一部を改正する法律案

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三百円」を「四百四十五円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十八年九月一日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十八年十月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税については、なお従

3 前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、税制改革に関する請願(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇一号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一一号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二一号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三一号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四一号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七一号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)

一、一兆円減税の実現に関する請願(第七九九号)

- 一、税制改革に関する請願(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一一号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二一号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)

- 一、税制改革に関する請願(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三一号)(第九三二号)(第九三三号)

第六七八号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、五〇〇 但野道夫 外十九名
紹介議員 阿具根 登君

一、課税最低限の引上げ、累進税率の見直しなどによる一兆円以上の所得税減税を昭和五十八年度において実現すること。
二、所得補捉率の是正、医師優遇税制をはじめとする租税特別措置の見直しなど不公平税制を是正すること。
三、住民税減税を実施すること。

理由

我々が強く要求していた課税最低限の引上げ、累進税率の見直しなどによる大幅な所得減税が、昭和五十八年度も見送られることになった。勤労者は、昭和五十二年度の改正以降既に六年間も所得課税最低限が据え置かれていたことから実質大幅増税を強いられている。また、所得補捉率、租税特別措置などの執行上、制度上の不公平はますます拡大している。

第六七九号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町下町三、七四 関谷三千夫 外十九名
紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八〇号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、二二八 小山高広 外十九名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八一号 昭和五十八年二月二十一日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町柴町八八五ノ三 角田正光 外十九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八二号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸七ノ一七ノ一 六 関口用子 外五名
紹介議員 種山 篤君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県与野市上落合一、一八八 小西達雄 外十八名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八四号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ一 田中忠雄 外十六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八五号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町八ノ二三ノ一 三 玉野井晴子 外九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八六号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋一ノ五ノ五ノ三 〇三 工藤なお子 外八名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八七号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋二ノ二九ノ一
一 佐藤奈緒美 外五名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八八号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都板橋区大山西町六一ノ七
浅岡生美 外十七名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六八九号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又三ノ二二ノ七
坂本亜雄 外八名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九〇号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市戸塚区原宿町五一 菊地
藤治 外十名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九一号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県浦和市北浦和五ノ四ノ九
湊千代子 外四名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九二号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市川崎区小田七ノ二ノ四 小
泉孝 外十八名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又三ノ二五ノ九ノ
三〇六 伊藤俊子 外十一名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九四号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県小山市塔三二ノ二九 小
松本孝一 外十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九五号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
五〇〇 宇佐見登 外十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九六号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡壬生町壬生丁二五
五ノ五 島野一雄 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九七号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市中島町八二五ノ四

紹介議員 鈴木俊夫 外十九名
坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九八号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡壬生町安塚八三九
ノ二一 大滝力男 外十九名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第六九九号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
五〇〇 磯正美 外十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡南河内町薬師寺三、
四三三ノ一六 古川秀治 外十九
名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇一号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県相模原市並木四ノ六ノ一
〇 川尻敏智 外十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇二号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県綾瀬市大上四四五ノ二三
服部智治 外十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。
第七〇三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区池上六ノ四四ノ五福
寿荘 村瀬功 外十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇四号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡壬生町緑町三ノ二
ノ四 長尾英俊 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇五号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市多摩区中野島一、九九三
斎藤泰子 外二十一名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇六号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ
一三 三多摩川寮 内田正明 外
十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇七号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市緑区千草台二五 宗田千戦
外六名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇八号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 千葉県船橋市三咲町一三三ノ二四
堀川桃子 外十名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七〇九号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町多功一、九
〇四ノ五 相馬正敏 外十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一〇号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町西汗一、六
三八 崎利 外十九名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一一号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
一六六 中田幸治 外十九名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一二号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
五〇〇上三川寮Aノ一七七 中津
留弘昭 外十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 千葉県我孫子市新木一、一三五ノ
二 西村俊英 外十五名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一四号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区中台三ノフ六〇一
齊藤忍 外十三名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一五号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町東前原一七
〇ノ四 金澤幸雄 外十九名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一六号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 横浜市港北区東山田町一四六ノ一
〇 太田正文 外十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一七号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島四ノ三ノ六 鹿
野幸男 外十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一八号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町磯岡三三七
ノ三〇 中里静雄 外十九名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七一九号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ
一 三多摩摩川寮二〇五 松本融
外十七名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七二〇号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡益子町大沢一、三二
八ノ五 野沢光一 外十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七二二号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区向井町四ノ九〇ノ一
鹿内伸夫 外十五名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七二三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上三川五、
二二ノ二一 間下和明 外十九
名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七二三号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市細谷町四三〇ノ六
五 加藤進 外十九名
紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七二四号 昭和五十八年二月二十一日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
四六八 石田修 外十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七三八号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 神奈川県横浜市辻堂西海岸二ノ七
ノ六 中村真治 外十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七三九号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市南町一ノ三三 小
島宏 外十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四〇号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県大田原市北大和久一五三
藤田基夫 外十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四一号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
四六五 高瀬正己 外十九名
紹介議員 茜々久保重光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市今泉町二、七八一ノ八 山越敏行 外十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四三号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市山本町三三八ノ五 九 花井昭三 外十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四四号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町岩瀬一、四四九ノ二 永瀬清二 外十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四五号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市泉が丘二ノ二ノ四 五 荒川治 外十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四六号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、二二八 佐々木卓治 外十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四七号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市砂田町四五七ノ一 福田公久 外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四八号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峯町一四五 川上 忠 外十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七四九号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、四六五 稲村仁 外十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五〇号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡南河内町田中三一三 大山義夫 外十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五一号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県川越市脇田町八ノ七 早川 岩男 外十四名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五二号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡南河内町一、五九四 一六 田中三夫 外十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五三号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上三川一、六〇〇ノ八三 早瀬久夫 外十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五四号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、五〇〇 水沼邦夫 外十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五五号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木市新井町二六九 森戸和好 外十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五六号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡栗野町久野九六九 田村博 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五七号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、五〇〇上三川寮 坂内弘幸 外十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五八号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県逗子市山の根二ノ七ノ五 和田恭子 外十四名

税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋一ノ五四ノ四 阿相ゆり子 外十八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七五九号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都杉並区今川三ノ一〇ノ六 岡本真理 外十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六〇号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下平出町二五二 赤石昇 外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六一号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 川崎市川崎区伊勢町二四ノ五 浅野真理 外十六名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六二号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町石橋一、五六四ノ四六 横塚俊夫 外十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六三号 昭和五十八年二月二十二日受理

税制改革に関する請願

請願者 和歌山県和歌山市根二ノ七ノ五 和田恭子 外十四名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六四号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都中野区中野三ノ二九ノ四
加藤景子 外五名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六五号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 福岡県大野城市下大利五一ノ一三
田中三雄 外十六名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六六号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉市幸町一ノ五ノ二九〇四
豊留一 外五名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六七号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪一ノ一三ノ二二
川崎洋 外一名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六八号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県船橋市東船橋七ノ一六ノ五
増田恵子 外九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七六九号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都葛飾区堀切三ノ三三ノ九
小林真美子 外十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七〇号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区川辺町四ノ二ノ
二〇三 秋元彰 外十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七一号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 静岡県浜松市安松町八七ノ一 鈴
木武夫 外十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七二号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県市川市北国分三ノ四ノ三
渡辺正憲 外十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七三号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市笹田二、〇九八
田生正男 外十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七四号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区本牧一ノ二七九 渡辺

義暉 外十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七五号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
二二八 小林宗介 外十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七六号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 茨城県下館市落合一、五〇〇 早
瀬晋 外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七七号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町上蒲生二、
五〇〇 大山治 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七八号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉市作草部町一七六ノ一東千葉
ハイツ一ノ六二 山田弘行 外一
名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七七九号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢五ノ二〇ノ三
八野田剛 外十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七八〇号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ
一 西川愛一郎 外十六名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七八一号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都杉並区荻窪五ノ二二ノ二二
横浜正浩 外十八名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七八二号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ
一 三菱多摩川寮 国友宏 外六
名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七八三号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布本町三九ノ
一 三菱多摩川寮 原田修 外十
三名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七八四号 昭和五十八年二月二十二日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市緑区美しが丘二ノ二一ノ八
ノ五〇八 海野英雄 外十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第七九号 昭和五十八年二月二十三日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市市里一、〇八八 池

田勇吉 外四千九百九十九名

紹介議員 小平 芳平君

政府予算案は、昭和五十八年度も所得税減税を見送っている。この結果、所得税の課税最低限度は六年間も据え置かれ、国民生活に大幅な実質増税を押し付けている。所得税減税の見送りは、税負担の不公平を拡大するばかりか、家計を圧迫し、個人消費の停滞を招くことから、不況を更に長期化させることは必至である。また、所得税減税の必要性は、衆議院の議長見解に基づき設けられた減税小委員会でも与野党が一致して認めているものであり、その合意を踏みにじることは、政治に対する信頼を損なうものである。ついで、切迫した国民的要求である所得税、住民税減税をあわせて一兆円規模で、課税最低限の引上げによつて、早急に実施されたい。

第八〇号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上篁谷町三、二九

三ノ二 増淵博 外十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇一号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町石田七六

〇 稲見庫造 外十九名

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇二号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

請願者 茨城県真壁郡協和町門井一、九二

四ノ一 海老原豊 外十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇三号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 茨城県下館市茂田一、八五八ノ一

〇 川村薫 外十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇四号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町八八ノ六

西井上隆 外十九名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇五号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市清住一ノ三ノ四

六 田嶋正夫 外十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇六号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷一ノ二三ノ

六ノ三〇三 中張雅夫 外十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇七号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡二宮町大和田五一

八 印波建夫 外十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇八号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市中一三六ノ三 服部

金市 外十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八〇九号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺二、

四〇七ノ二八 古口利夫 外十九

名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一〇号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市清水九六七ノ四 高

橋誠一 外十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一一号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 茨城県下館市折本三五ノ一一

池田勝之 外十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一二号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上横田町七九六

大木啓一 外十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一三号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町緑町三ノ一

六ノ五 山口健二 外十九名

紹介議員 勝又 武二君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一四号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市中一三六ノ四 阿部

国男 外十九名

紹介議員 川村 清二君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一五号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市今泉町五八水明マ

ンション二〇三 菊地耕作 外十

九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一六号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市針ヶ谷町四一〇ノ

五六 森景樹 外十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一七号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 茨城県下館市島四九九ノ一 杉山

幸平 外十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一八号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市徳次郎町四一五

堀良二 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八一九号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県今市市土沢一、四三七ノ九

齊藤正博 外十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二〇号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町千本二、六二

七 井沢栄 外十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二二号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市西田井一ノ六 大島

圓基 外十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二三号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀の宮四ノ七三七

ノ三三三 山崎匡 外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三三号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市東峰町三、一〇五

ノ六 飯村光男 外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二四号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県河内郡上三川町西汗一、七

七三ノ九八 佐久間直彦 外十九

名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二五号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市清水九六三 倉持良

行 外十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二六号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町五五ノ四

五 遠藤一夫 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二七号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県小山市高橋一、七三三 小

野原久男 外十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二八号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県真岡市粕田五七三 阿久津

浩 外十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八二九号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県三郷市茂田井六七三ノ三

谷口治 外十九名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三〇号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台一ノ五ノ一六ノ

二一 藤山光雄 外十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三一号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都中野区中央三ノ二七ノ一八

渡辺正次 外十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三二号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都中野区中野四ノ一六ノ一

小山幸夫 外九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三三号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県大宮台二ノ一六ノ三 上川

烟透 外十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三四号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県柏市増尾一、五六四ノ二九

高橋孝治 外十六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三五号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市神奈川区入江一ノ三ノ一

広田龍雄 外十五名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三六号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都豊島区要町三ノ一九 野口

孝男 外十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三七号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県野田市大蔵井三七ノ七六

小林弘 外十五名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三八号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町鮎田三一九

見目武 外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八三九号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二、二八七 清

水金次平 外十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四〇号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県河内郡上三川町一、六〇〇
ノ一三 鈴木和子 外十九名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四一号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市平出町四、三六六
稲田貞夫 外十九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四二号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県真岡市長田四三ノ四〇
小関博正 外十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四三号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市江曾島町一、〇三
九坂本一夫 外十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四四号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市富士見町二五ノ一
五 田島正則 外十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四五号 昭和五十八年二月二十三日受理

税制改革に関する請願
請願者 千葉県鎌ヶ谷市富岡二ノ四ノ三三
三好富士子 外十八名
紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八四六号 昭和五十八年二月二十三日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市多摩区中野島一、五四〇ノ
一ノ四ノ一〇六 幡手弘明 外十
四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八六二号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町吉川団地四
ノ六ノ三〇一 目野光雄 外九千
九百九十八名
紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八六三号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願
請願者 埼玉県深谷市萱場七八ノ九 菊池
功次 外四千九百九十九名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八七七号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願
請願者 埼玉県川越市野田町一ノ二〇ノ三
津佐清 外九千九百九十九名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八七八号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願(二通)

請願者 埼玉県宇野市宇野六三三ノ二九
中島晃 外九千九百九十九名
紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八七九号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願(二通)
請願者 埼玉県本庄市南本町三、一二四
大塚昭二 外九千九百九十九名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八八〇号 昭和五十八年二月二十三日受理
一兆円減税の実現に関する請願(二通)
請願者 埼玉県草加市草加三ノ七ノ三ノ三
〇八 小山田早苗 外一万四千九
百九十九名
紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八八五号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町四ノ四ノ一〇
清水庸一 外十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八八六号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都北区滝野川七ノ五〇ノ三
山崎成子 外十九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八八七号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 茨城県下妻市下木戸四八〇ノ五
川井勲 外十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八八八号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市紫町二五四ノ三
野沢富美夫 外十九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八八九号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県真岡市根本二四九ノ一 高
崎利一 外十九名
紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九〇号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県真岡市長田三、一七〇 宮
ヶ中茂 外十九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九一号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市中島町七八九ノ八
鈴木誠 外十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九二号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込六ノ一三ノ四
坂入美千子 外十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九三号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市極楽寺一ノ二三ノ

二一 伊藤正一 外十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九四号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木市国府町七四七 大関修 外

十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九五号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木市園部町一ノ四二〇 橋本

正雄 外十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九六号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市緑一ノ三ノ二

小松研一 外十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九七号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 栃木県小山市南半田四九五 小林

博樹 外十九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九八号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉五ノ七ノ九

大口正司 外十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第八九九号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城三ノ八ノ一九

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇〇号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都品川区平塚二ノ一ノ一六

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇一号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都品川区中延四ノ一九ノ二

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇二号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区六月一ノ一ノ二 川

島愛子 外十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇三号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ五ノ一一

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇四号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 千葉県柏市柏五五五 弓野光子

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇五号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県浦和市南浦和三ノ一九ノ三

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇六号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根町五三八ノ六六

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇七号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇八号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区庄戸二ノ一四ノ一六

紹介議員 田中裕子 外十七名

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九〇九号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町東二ノ四一

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区駒沢一ノ二二ノ二

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一〇号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都武蔵野市御殿山一ノ七ノ一

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一一号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻七ノ一〇ノ一 竹

内栄治 外四名

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一二号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西一ノ一七ノ三

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一三号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 千葉県市川市国府台四ノ六ノ一八

紹介議員 佐藤久美 外十六名

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一四号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町東二ノ四一

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一五号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都小金井市東町五ノ三三ノ二
一橋爪崇 外十四名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一六号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市笹田二、一三二
宮田清 外八名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一七号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県柏市豊住一ノ三ノ四三 佐
藤保 外十四名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一八号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県大宮市土屋六四ノ四 岡田
京 外九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九一九号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 茨城県真壁郡真壁町上谷員一、四
六七 青木重倫 外十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二〇号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県小山市稲葉郷九二五ノ二
北原昭司 外十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二二号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市中島町七八九ノ一
〇 守谷周三 外十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二三号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県真岡市中二、二七六 伊沢
佳子 外十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二三号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市南大通一ノ一ノ一
六 朝倉良一 外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二四号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都中央区新川二ノ三〇ノ三
藤沢四郎 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二五号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市幸区古市場一ノ六〇 佐久

紹介議員 間光雄 外十九名
八百板 正君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二六号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市鶴見区上末吉三ノ一ノ二〇
海老原光治 外十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二七号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県厚木市金田七〇五ノ一四
山本武男 外十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二八号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡石橋町東原一、
七〇四 小石川清二 外十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九二九号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市茂原町三一〇 橋
本保明 外十九名

紹介議員 山田 義君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九三〇号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市米室町一、〇三二
ノ二一〇 小森昭雄 外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九三二号 昭和五十八年二月二十四日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川口市戸塚四、八一九 立
石淳 外十六名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九三三号 昭和五十八年二月二十四日受理
一兆円減税の実現に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町三九五 篠
原久行 外九千九百九十九名

紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第九三三号 昭和五十八年二月二十四日受理
一兆円減税の実現に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市本町六ノ四ノ二三
斎藤セイ子 外四千九百九十九名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。
一、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三
号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「第十四條第三項」を「第十四條
第五項」に改める。

第十八條の四の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改
め、同条中「引換又は回収」を「引換又は回収及
び造幣局の事業並びにこの会計の固定資産の拡張

第九九八号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤須町一ノ一六
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第九九九号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県下伊那郡高森町下市田五八
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市中沢二、四六二ノ
一 石沢友治 外十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇一号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂八、〇六五
竹上静男 外十九名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇二号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県加須市諏訪一ノ一七ノ二
戸田慶孝 外十二名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県飯田市山本竹佐一、〇三三
紹介議員 片山 甚市君

高木利秋 外十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇四号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県飯田市駄科三三六ノ四 園
原富彦 外十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇五号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野市田町二、一〇三ノ七 伝田
陽子 外十九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇六号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 長野県飯田市竜江二、〇二八ノ一
奥村和子 外十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇七号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 神戸市垂水区歌敷山三ノ七 田島
俊則 外十七名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇八号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府池田市満寿美町一ノ二五
小西美穂子 外十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇〇九号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 大阪府福島区玉川一ノ二五〇
吉村君子 外十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県草加市花栗町三二〇 佐藤
理恵 外十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一一号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市下上二、四三六 内
山敏男 外十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一二号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市下上二、四五九 藤
井治美 外二十名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市江の宮町五ノ二 宮
崎英孝 外十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一四号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市緑町三ノ四 石井靖
人 外十九名

税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市新堀六、六二二 高
橋紀正 外十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一五号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市住崎町七ノ三 宮崎
信昌 外十九名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一六号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市城ヶ丘二ノ一二ノ二
二 大野彦男 外十九名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一七号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県防府市新田七二三 田中
宏司 外十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一八号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市孝田町二五六 石田
健人 外十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇一九号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市緑町三ノ四 石井靖
人 外十九名

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市若草町八ノ一二 平尾芳明 外十九名

紹介議員 高杉 延忠君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二二号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市栗屋一、〇二二ノ五 山口克己 外十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市曙町一五五ノ一七 岩本宏 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市西松原三ノ三ノ二六 奥田和弘 外十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二四号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市久米三、三四四 金子昌市 外十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二五号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県新南陽市富田四、八八五 古藤正二 外十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二六号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市櫛ヶ浜四二五 浜田心仁 外十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二七号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市周陽一ノ五ノ二七 椎木裕 外十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二八号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市楠木一ノ四ノ二 末田一博 外十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県香取郡神崎町並木六二九 藤山政良 外十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市上村八四九ノ五 神

庭哲郎 外十九名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三二号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市扇町三 末広裕 外十九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県成田市台三ノ四ノ五ノ二 〇一 上野一行 外十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三三号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都品川区中延五ノ五ノ六 浜口満子 外十九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三四号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都港区六本木六ノ一〇ノ五 香掛京子 外十一名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三五号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都荒川区荒川一ノ二三ノ五 高橋信幸 外十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三六号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区小台二ノ二六ノ一三 矢口裕子 外十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三七号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県松戸市下矢切八ノ二 池田裕子 外十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三八号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県我孫子市天王台三ノ七 徳永兼宏 外八名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇三九号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区扇一ノ五〇ノ三四 加藤利行 外十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇四〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都墨田区八広三ノ一七ノ八 木下正子 外二名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇四一号 昭和五十八年二月二十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県我孫子市並木八ノ一五ノ四
古橋信一郎 外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇四二号 昭和五十八年二月二十八日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大東二ノ一七ノ一五
大崎元太郎 外十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇四七号 昭和五十八年二月二十八日受理

一兆円減税の実現に関する請願(一通)

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町千駄野一、
三三五ノ一五 北村龍夫 外九千
九百九十九名

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第一〇四八号 昭和五十八年二月二十八日受理

一兆円減税の実現に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川口市東領家二ノ一四ノ一
六 中鉢幸雄 外九千九百九十九
名

紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第一〇五四号 昭和五十八年二月二十八日受理

みなし法人課税(事業主報酬)制度の期限延長に関する請願

請願者 大分県玖珠郡玖珠町帆足一二五玖
珠町青色申告会内 平原芳夫

紹介議員 衛藤征士郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇五八号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県防府市天神一ノ一一ノ一
福田順三 外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇五九号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市江口開作八、二二九
ノ二 古賀義明 外十一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六〇号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市久米三、四〇八 藤
井健治 外十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六一号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市櫛ヶ浜西浦町九三ノ
七 長濱一夫 外十一名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六二号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市上村西南野上 勝屋
博光 外十一名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六三号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市岡田原六、〇四六
岡弘義孝 外一名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六四号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県光市花園一ノ七ノ一三 住
吉隆志 外十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六五号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市若草町五ノ三五 吉
岡正弘 外十六名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六六号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市下上向土井六七二
藤本和夫 外十二名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市楠木町一ノ四ノ三
清水節子 外五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市戸田一、六一〇ノ一
松本輝正 外十五名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇六九号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市下上二、〇〇一ノ二
水津忠美 外五名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県佐原市堀ノ内二ノ二 平田
正勝 外十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七一号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉市辺田町二二ノ一五 後藤
繁 外六名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七二号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県成田市加良部二ノ二ノ一
新井健司 外十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七三号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝中田二ノ四ノ一二
佐藤清子 外八名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七四号 昭和五十八年三月一日受理

税制改革に関する請願

請願者 山口県徳山市土越六、七四九ノ二

清水博司 外十八名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七五号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市城ヶ丘一ノ九ノ二二
岩本吉人 外十八名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七六号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市今住町九ノ六 松原
利和 外十七名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七七号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市湯野下町二区 安達
富美子 外十二名
紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七八号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市今住町七ノ五 中村
美隆 外十六名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇七九号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県佐原市森戸二八四 小倉清
志 外十七名
紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八〇号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県佐原市津宮一、〇四三 石
橋昭司 外十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八一号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県佐原市佐原イノ四、一四九
香取正 外十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八二号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県香取郡大柴町十倉三 上保
尚義 外六名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八三号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市亀井野一ノ二五ノ
七 竹花敏夫 外十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八四号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区大久保町二ノ四九一
井上昭雄 外十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八五号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区石川町二ノ七七 三井
英彦 外十七名

税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区白幡西町三 山本
晴一 外十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八六号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市中区今井南町五一五 山
本竜子 外四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八七号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都北区王子二ノ一ノ二一 高橋
方 田辺康子 外七名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八八号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区神奈川区台町一〇ノ一 根
本勝雄 外十名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇八九号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 山口県徳山市遠石二ノ五ノ一五
清水泰孝 外五名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九〇号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区石川町二ノ七七 三井
英彦 外十七名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九一号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区浦島丘一七 澁谷
榮一 外十名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九二号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区保土ヶ谷区常盤台三六三
丹治盛吉 外十三名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九三号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区宮沢町六六二ノ二一
関根隆弘 外十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九四号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都墨田区亀沢二ノ一ノ二二
ノ七〇五 大坂邦宏 外十九名
紹介議員 村沢 敬君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九五号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市中区南希望ヶ丘一三三 浜
崎奈留男 外四名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区常盤台三六三
石田寛親 外十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九七号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区常盤台五一
崎喜富 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九八号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区宮沢町一、〇六三
千葉才治 外十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市旭区今宿町二、五四三ノ一
四二 中村公夫 外十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一〇〇号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区本郷三ノ三ノ二〇
横山正吉 外十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一〇一号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都立川市柏町三ノ五六ノ一

紹介議員 佐藤文男 外十九名
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一〇二号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市港南区日野町四二六 井浦
稔 外十九名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一〇三号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 神奈川県横浜市高倉九六二 佐藤
悦子 外十六名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一〇四号 昭和五十八年三月一日受理
税制改革に関する請願
請願者 横浜市港北区島山町八六九 三浦
弘子 外十四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一二五号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区東雪谷二ノ二九ノ一
五 国政則雄 外十九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一二六号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都大田区東雪谷六ノ九ノ五ノ
三〇四 辛島美智子 外十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一二七号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都目黒区下目黒六ノ一一ノ二
二 羽根典江 外十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一二八号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡壬生町綿町三ノ四
ノ一〇 木村国夫 外十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一二九号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県真岡市根本一、〇四一 服
部享 外十九名

紹介議員 鶴山 篤君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三〇号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市針ヶ谷町七四ノ八
六 江連邦雄 外十九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三一号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 栃木県那須郡西那須野町一九二
馬場芳市 外十九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三二号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願
請願者 栃木県小山市稲葉郷二七五ノ二
松島良男 外十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三三号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県柏市大塚町四ノ七 阿部き
ぬ子 外十二名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三四号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県佐倉市山崎三三ノ一 青
山理世 外十名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三五号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都板橋区小豆沢一ノ四ノ一
井沢信之 外十一名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三六号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 川崎市幸区塚越一ノ二二四 金沢
さゆり 外十一名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三七号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県川口市芝六、二九四ノ六
高野哲也 外十五名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三八号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都練馬区田柄四ノ二七ノ四
追川文夫 外十八名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一三九号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 北九州市戸畑区小芝一ノ六ノ二三
近藤久子 外十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四〇号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町二ノ一一
ノ五 山崎昭治 外十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四一号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 茨城県新治郡八郷町山崎三、一〇
四ノ六 久保田常雄 外十九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四二号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区江北四ノ二二ノ二四
ノ四〇七 徳重和男 外十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四三号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 千葉県館山市電岡八五八 青木松
男 外十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四四号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区鹿浜六ノ一二ノ一
四〇八 城間久子 外十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四五号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一五
ノ五ノ四 板尾利晴 外十九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四六号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県草加市長栄町四二〇ノ六
蓮見信夫 外十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四七号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区伊興町前沼一、一一
五ノ四七 佐久間ハツ子 外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四八号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一八
ノ一 森美津子 外十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一四九号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井本町四ノ二七
ノ一ノ四〇三 木村功 外十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五〇号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一七
ノ五ノ一 吉田恵子 外十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五一号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区青井二ノ一四ノ七
杉浦彰一 外十七名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五二号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ四ノ
九 掛須はな 外十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五三号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県草加市新里町三七五ノ七
須藤イチ 外十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五四号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一七
ノ一ノ一 木村春男 外十八名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五五号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都葛飾区水元四ノ八ノ一八
小畑ふみ子 外十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五六号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都北区田端一ノ二九ノ一〇ノ
一、〇三四 中塚義輝 外十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五七号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 埼玉県久喜市野久喜六二三ノ七
斎藤恵美子 外十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五八号 昭和五十八年三月二日受理
税制改革に関する請願
請願者 東京都立川市柏町三ノ五六ノ一
佐藤利之 外十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一五九号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町宮前三三六ノ六九 西谷喜代子 外十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六〇号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都保谷市栄町一ノ一〇ノ一〇 笹茂 外十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六一号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区大場町九三〇ノ一八〇 木村千夏 外十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六二号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神六ノ一五ノ一六 佐川のぞみ 外十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六三号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区野毛二ノ一八ノ二六 津島晴夫 外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六四号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県鎌ヶ谷市道野辺二二五 常木利一 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六五号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 名古屋市中区円明町二二〇 井上信也 外十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六六号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都港区南麻布四ノ九ノ二二 林恭弘 外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六七号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県所沢市榎町一ノ一五ノ一〇 渡辺志津江 外十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六八号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都秋川市二宮一、五六二ノ六 吉本佐枝子 外十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一六九号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区池上八ノ一八ノ五 江口正男 外十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一七〇号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 神戸市長田区長者町一三ノ一四 大崎勉 外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一七一号 昭和五十八年三月二日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一六 近江泰浩 外十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一七二号 昭和五十八年三月三日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県狭山市狭山台二ノ一ノ二ノ一 横山弘子 外四十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一一七八号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤須町三ノ一六 山本宜光 外十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一七九号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都大田区羽田一ノ五ノ一九 今出川武夫 外九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八〇号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市中区長者町一三ノ一四 的場英雄 外十八名

紹介議員 赤岡 操君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八一号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山一ノ三ノ一 六伸和荘 一之瀬裕 外十八名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 新潟県長岡市中沢町二、二五五ノ四 諏佐厚子 外二名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井栄町一ノ一九 川腰修三 外十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八四号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井栄町二ノ四ノ五 谷茂雄 外十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八五号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区栗原三ノ一五ノ七 五百部のぶ江 外十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八六号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区東六町六ノ三〇

坂田太一郎 外十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八七号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区上白根町一二二 齊藤 幸次郎 外十六名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八八号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町四二二 高田 栄七 外十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一八九号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区川島町一、九三五ノ二 佐藤明夫 外十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九〇号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県相模原市清新一ノ六ノ七 齊藤孝一 外十一名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九一号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区川島町一、九六七ノ九 上野省三 外十二名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市緑区川和町一四ノ一 大谷 新次 外十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県佐原市福田四八五 古谷豊 外二名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九四号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都練馬区関町北四ノ二ノ一 九 佐々木律美 外七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九五号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県春日部市粕壁東五ノ一一ノ七 西野昌男 外十八名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九六号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町五ノ三ノ一二 佐藤武昭 外十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九七号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都板橋区東新町二ノ三〇ノ九 安藤敏彦 外十一名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九八号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県春日部市南一ノ二ノ二八 笹谷啓司 外十三名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第一一九九号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県松戸市古ヶ崎三、一九〇 木村始大 外十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 北九州市戸畑区小芝二ノ四ノ二五 吾妻賢治 外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県大宮市内野本郷西原一、〇 八四ノ二六 細谷杉子 外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都品川区西大井二ノ一七ノ一 五 秋元徳兵衛 外十一名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 宮城県仙台市岩切東河原一〇〇ノ三 小岩邦夫 外十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県川口市元郷三ノ六ノ一〇 鶴岡正孝 外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇五号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県船橋市海神五ノ三ノ二三 中沢理絵子 外十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇六号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県蕨市南町三ノ一一ノ一一 山影信吾 外六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二〇七号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県大宮市小深作六三ノ二九

村山和歌子 外十九名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二一〇八号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区上川井町二、六九六
三塚守見 外十二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二一九九号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市浦賀丘一ノ二二
ノ一一 志村恵右 外五名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町四五七 保坂
寛 外七名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市旭区上川井町一七三 矢嶋
直良

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県相模原市淵野辺二ノ一九
ノ七 西澤静八 外七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町四一三 渡辺
光男 外十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二四号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県座間市栗原三、四一三
中島和雄 外十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二五号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県厚木市上荻野三、六九四
沼田啓司 外十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二六号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 山形県米沢市春日一ノ一ノ一九
近野政美 外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二七号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山一、八七一ノ六
佐野四郎 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二八号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 富山県岩瀬古志町六東曹一ノアバ
一ト 伊藤秀二 外十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二九号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 福島県いわき市錦町竹の花五〇ノ
四 吉田珠枝 外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二三〇号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 横浜市鶴見区生麦五ノ二二ノ一三
関口徳治 外十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区本町一ノ一ノ一〇
小山田明 外十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 東京都足立区西新井本町五ノ三ノ
一二 松島武 外十九名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 千葉県市川市平田一ノ二二ノ一四
小林敏枝 外十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二四号 昭和五十八年三月三日受理

税制改革に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市円蔵二、四一八
森忠雄 外十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六七八号と同じである。

第二二二五号 昭和五十八年三月三日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県富士見市上沢一ノ一七ノ三
一 青木紀久雄 外四千九百九十
九名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第二二二二一号 昭和五十八年三月三日受理

一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県越谷市東越谷九ノ二二ノ一
渡辺恵 外四千九百九十九名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の
確保を図るための特別措置に関する法律案
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
一、製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一
部を改正する法律案

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保
を図るための特別措置に関する法律案
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確
保を図るための特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、昭和五十八年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れその他の歳入（租税及び印紙収入、専売納付金並びに公債に係る収入を除く。）の増加を図るための特別措置を定めるものとする。

（特例公債の発行等）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十八年度の一一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和五十九年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和五十八年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 第一項の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）

第三条 昭和五十八年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条第二項の規定は、適用しない。

い。

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

第四条 政府は、昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千五百億円、同特別会計の保険勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、それぞれその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れなければならない。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

（あへん特別会計からの一般会計への繰入れ）

第五条 政府は、昭和五十八年度において、あへん特別会計から、十三億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、あへん特別会計法（昭和三十年法律第三十一号）第八条第一項の規定による積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、あへん特別会計の歳出とする。

（造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ）

第六条 政府は、昭和五十八年度において、造幣局特別会計から、四億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法（昭和二十五年法律第六十三号）第二十七条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

（日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例）

第七条 日本電信電話公社は、昭和五十八事業年度において、財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第三十九号）次項において「昭和五十六年法」という。第四条第一項の規定により同事業年度に係る同項に規定する臨時国庫納付金額を納付するほか、同項の規定にかかわらず、昭和五十九事業年度に係る同項に規定する臨時国庫納付金額を昭和五十八事業年度末までに国庫に納付しなければならない。

2 昭和五十六年法第四条第二項の規定は、前項の規定により納付される昭和五十九事業年度に係る臨時国庫納付金額について準用する。

（日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例）

第八条 日本中央競馬会は、昭和五十八事業年度については、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、当該事業年度分として同条第二項の規定により国庫に納付すべき金額が五百億円に満たない場合においては、同法第二十九條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち五百億円と当該事業年度分として同法第二十七條第二項の規定により国庫に納付すべき金額との差額に相当する金額（次項において「特別国庫納付金額」という。）を昭和五十九年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九條第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

（附則）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一節 利子所得（第三條―第八條）
第一節の二 配当所得（第八條の二―第九條）」を「第一節 利子所得及び配当所得（第三條―第九條の二）」に、「第三十七條の六」を「第三十七條の九」に、「第三十七條の七」を「第三十七條の十」に、「第五十七條の六」を「第五十七條の七」に、「第六十六條の三」を「第六十五條の十二」に、「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六條の四・第六十六條の五）」を「第七節 現物出資の場合の課税の特例（第六十六條―第六十六條の四・第六十六條の五）」に、「第七節の二」を「第七節の三」に改める。

第一条中「免除し」の下に「若しくは還付し」を加える。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 利子所得及び配当所得

第三條第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」を「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この節において「昭和五十五年改正法」という。）附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（以下この節において「旧所得税法」という。）第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條」に改める。

第三條の二第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に、「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改め、同条第二項中「昭和五十八年分」を「昭和六十一年分」に改める。

第三條の三第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十一年十二月三十一日」に、「所

得税法第二百二十四条第二項を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四条に、同法を「所得税法に改める。」

第四條第一項中「事務所（以下この項の下に「及び第三項を加え、昭和四十三年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの間に発行される昭和五十八年四月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に改め、もの（以下この項の下に、第三項及び第六項を加え、同日までに「所得税法第十條第三項を「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第三項に改め、同条第二項中「所得税法第十條第二項を「昭和五十五年改正法附則第四條第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第二項に改め、同条第三項中「証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、昭和五十八年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項において「公債」という。）を「販売機関の営業所等において、昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日までの期間内に、公債」に改め、同条第六項中「昭和五十八年一月一日以後」を「第三項に規定する期間内」に改め、「第三項に規定する」を削り、同条第九項中「及び昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事項については、所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号）附則第四條及び第五條を「に」については、昭和五十五年改正法附則第四條に改める。

第七條の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第二章第一節の二の節名を削る。

第八條の二第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改め

る。

第八條の三第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に、「所得税法第二百二十四條第二項を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四條に、同法を「所得税法に改める。」

第八條の四第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條を「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧所得税法第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條に改める。」

第八條の五第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に、「昭和五十八年分を「昭和六十二年分」に改め、同条第二項中「昭和五十八年分」を「昭和六十二年分」に改める。

第九條中「昭和五十八年分」を「昭和六十二年分」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（少額貯蓄等利用者カードの交付等に関する規定の昭和六十年までの不適用等）

第九條の二 第四條第六項及び所得税法第十一條の三第一項に規定する少額貯蓄等利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付については、昭和五十八年四月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間は、第四條第六項から第八項まで及び同法第十一條の三の規定は、適用しない。

2 昭和六十一年中における前項に規定する少額貯蓄等利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付に必要事項は、政令で定める。

第十一條の次に次の一条を加える。

（地震防災応急対策用資産の特別償却）

第十一條の二 青色申告書を提出する個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するため大規模地震対策特別措置法（昭和五十二年法律第七十三号）第二條第十二号に規定する地震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「地震防災応急対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災応急対策用資産を製作し、若しくは建設し、これを当該個人の事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災応急対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該地震防災応急対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災応急対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける地震防災応急対策用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二條第一項中「前条」を「前二條」に改め、同項の表の第二号中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」に、「特定不況地域」を「特定地域」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前二條第二項」に、「次条第一項本文」を「第十二條第一項本文」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十二條第三項」に改める。

第十二條の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第十一條又は前条」を「前二條」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の」に、「又は同条第二項本文」を「（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項本文」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第十一條又は前条」を「前二條」に改め、同条第三項中「第一項（第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の」に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する個人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの期間（以下次項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作し、これを指定期間内の日の属する各年（事業所得を生ずべき事業の開始（その開始が相続又は包括遺贈によるものである場合には、政令で定めるものに限る。）をした日の属する年を除く。以下次項までにおいて「適用年」という。）の指定期間内に当該個人の営む前項に規定する事業（以下次項までにおいて「指定事業」という。）の用に供した場合において、当該機械及び装置（適用年の指定期間内において指定事業の用に供したものに限る。）の取

前項に規定する増加投資額とは、第一項に規定する個人の第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が当該個人の営む指定事業の用に供した第一号に規定する機械及び装置で同項の規定の適用を受けるものの取得価額の合計額を超える場合には、当該取得価額の合計額とし、当該個人が指定期間内の日の属する各年において事業所得を生ずべき事業を開始した個人その他政令で定める者に該当する場合）には、当該残額に準ずる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）をいう。

一 適用年の指定期間内においてその営む事業所得を生ずべき事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置（昭和五十八年四月一日以後に取得又は製作をしたものに限る。）の取得価額の合計額

二 昭和五十八年前五年以内の各年（当該各年のうちに事業所得を生ずべき事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該個人が当該年において当該事業を営んでいた期間）において取得又は製作をしてその営む当該事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置の取得価額の合計額を当該各年の月数（曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする）の合計数で除して、これに適用年の指定期間の月数を乗じて計算した金

第十二条の第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「前三条」を「第十一条から前条まで」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第十三条第一項中昭和五十八年三月三十一日
を昭和六十年三月三十一日」に、「百分の二十」
を「百分の十八」に、「百分の二十七」を「百分の
二十五」に改める。

第十條の二第二項中「百分の三十二」(第三号に掲げる漁船については、百分の三十)を「百分の三十」に改め、同項第一号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十八年」を「昭和五十九年」に改める。

第十四条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の百五十」を「百分の百四十七」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改め、同条第二項中「第十一条若しくは第十二条」を「第十一条から第十二条まで」に改める。

第十五条第一項中「第十二条の三」を「第十一条の二又は第十二条の三」に改める。

第十六条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第十六条の二の見出し中「事業を転換する特定の中小企業者等」を「工場を移転する特定の事業

者」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けて

いる」を「工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第五条第一項に規定する者に該当する

ものが、同項に規定する移転に関する計画につき政令を定める期間内に同項の認定を受けた」に、

「当該認定に係る中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）第三条第一項又

は工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三

号)第五條第一項に規定する計画」を「当該計画」に改め、「若しくは船舶を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換(移転を含む。以下この条において同じ。)」を「移転」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換」を「移転」に改め、同条第五項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に改める。

第十八条第一項に次の一号を加える。

五 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法
 第三条の二第一項に規定する実施計画(同項
 に規定する新商品又は新技術の研究開発に關
 する事業について定められているものに限
 る。)に係る同項の承認を受けた同条第二項
 第四号に規定する認定組合等 同法第七條第
 一項に規定する負担金

第十九条第一項各号列記以外の部分中「昭和六
十三年」を「昭和六十年」に改め、「事業所得の基因
となる山林を含むものとし」、「を削り、同項第二
号中「百分の九十七」を「百分の九十七・五」に改
め、同項第三号中「百分の九十七・五」を「百分の
九十八・五」に改め、同項第四号中「百分の九十
八」を「百分の九十九・五」に改め、同項第五号か
ら第七号までを削る。

第二十條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の十三・六」を「千分の十二・二」に改め、同項第二号中「千分の十八・四」を「千分の十六・六」に改める。

第二十條の二第一項中「昭和五十八年」を「昭和六十年」に改め、同項の表の第一号中「百分の四

十」を「百分の三十五」に改め、同表の第二号中「百分の〇・二五」を「百分の〇・二二」に改める。

第二十二條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項及び第四項中「昭和五十八年分」を「昭和六十三年分」に改める。

第二十九条の四第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め

る。

第三十条の二第一項中「昭和五十八年」を「昭和六十年」に改める。

第三十二条第一項及び第三項第一号中「第三十条の六」を「第三十七条の九」に改める。

第三十三條の三第三項及び第三十三條の六第一項中「及び第三十七條の六」を、「第三十七條の六

及び第三十七条の九に改める。
第三十四条第一項中「又は第三十七条の四」を

第三十七条の四又は第三十七条の七」に改め

第三十四条の二第二項中「又は第三十七条の四」を「第三十七条の四又は第三十七条の七」に改

め、同条第二項第三号中「又は一団の住宅建設に
関する事業で、次に掲げる要件に該当するもの」

を「(次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。) 又は一団の住宅建設に關す

る事業(次のハ及びニに掲げる要件を満たすものに限る。)に、「場合を除く」を「場合を除くもの

とし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである

場合には政令で定める場合に限る」に改め、同号
イを削り、同号ロ中「当該事業が一団の宅地の造

成に関する事業である場合には、その一団の土地」を、当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十

九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地」

に、「当該事業により造成」を「当該造成」に改め、
がある場合」の下に「（政令で定める場合に限

る。』を加え、同号口を同号イとし、同号中イの次に次のように加える。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるも

のであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第

四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する

当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が一ヘクタール以上のものであること

と。

第三十四条の二第二項第三号ハ中「当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には」を「当該一団の住宅建設が都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ」に改め、同号ニ中「当該事業により」を「当該」に改め、同項第七号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七條の四」を「第三十七條の四又は第三十七條の七」に改める。

第三十五條第一項中「その他」を「その他」に、「若しくは第三十七條の四」を「第三十七條の四若しくは第三十七條の七」に、「前年」を「前々年」に改める。

第三十六條の二第一項中「配偶者その他」を「配偶者その他」に、「又は第三十七條の四」を「第三十七條の四又は第三十七條の七」に改める。

第三十六條の四又は第三十七條の七に改める。

第三十六條の四中「若しくは贈与」を「又は贈与」に改める。

第三十七條第一項中「次の表の第十四号を除き」を削る。

第三十七條の四「次条まで」を「この条、次条、第三十七條の七及び第三十七條の九」に改める。

第三十七條の五第一項中「第十一号の上欄に掲げる既成市街地等内にある土地等、建物」を「第一号の上欄に掲げる既成市街地等（首都圏整備法第二條第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）第二條第三項に規定する都市整備区域（同欄のハに掲げる区域を除く）のうち、当該既成市街地等に準ずる区域として政令で定める区域を含む）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

第三十七條の七第二項中「第三十七條の七第一項第一号」を「第三十七條の十第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七條の十とする。

第三十七條の六第一項中「以下この条」の下に「次条及び第三十七條の九」を加え、第二章第四節第八款中同条の次に次の三條を加える。

（大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七條の七 個人の有する土地等につき一団の宅地の造成に関する事業で次に掲げる要件のすべてを満たすものが施行される場合において、当該個人が、当該土地等と当該事業により造成された宅地で当該造成を行う個人若しくは法人の有するものととの交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）又は当該宅地を譲り受けることを約して当該土地等の譲渡（当該造成を行う個人又は法人に対するものに限るものとし、贈与又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに当該宅地を譲り受けたときは、当該土地等（当該宅地とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が当該宅地の取得価額を超える場合）は、当該土地等のうち当該交換差金又はその超える金額に相当するものとして政令で定める部分を除く）の交換又は譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

一 主として住宅建設の用に供する宅地を造成する目的で行われるものであること。

二 都市計画法第二十九條又は同法附則第四項の許可を受けて宅地の造成が行われるものであること。

三 二十ヘクタール以上の面積の一団の土地について宅地の造成が行われるものであること。

2 前項の規定は、同項に規定する宅地を譲り受けることを約して土地等の譲渡をした個人が、

当該宅地の造成に要する期間が一年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日の属する年の十二月三十一日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき当該税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日」とあるのは、「次項の税務署長が認定した日」と、「譲り受けたとき」とあるのは「譲り受ける見込みであるとき」と、「取得価額」とあるのは「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定は、第一項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の一月一日前において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第三十四條の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第三十七條第五項から第七項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項（前二項とあるのは第三十七條の七第一項（同条第二項）と、第一項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七條の七第一項に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七條の七第一項」と、同項の譲渡」とあるのは「同項に規定する交換又は譲渡」と、「当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその」とあるのは「当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該交換により取得した宅地の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該土地等及び宅地の価額並びに当該

交換差金の額）又は同項に規定する譲渡による収入金額及び譲り受けた宅地の取得価額若しくは譲り受ける見込みである宅地の取得価額の」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七條の七第一項」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第三十七條第六項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、第一項に規定する交換により取得し、又は譲り受けた宅地の明細に関する大蔵省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第一項の規定の適用を受けた個人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日の属する年の翌年一月一日以後において当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第三十四條の二第一項の規定は、適用しない。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項の規定の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地造成事業に係る土地等の交換等の場合の更正の請求、修正申告等）

第三十七條の八 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにあつては同条第二項の宅地を譲り受けた日から四月を経過する日までに同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては当該宅地を譲り受けた日又は同号に規定する税務署長が認定する日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得

税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬものとする。

一 当該宅地を譲り受けた場合において、その取得価額が前条第二項において読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に對して過不足額があるとき。

二 前条第二項において読み替えられた同条第一項に規定する税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受けていないとき。

2 前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

3 第三十三条の五第三項の規定は、第一項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十七条の八第一項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十七条の八第一項」と読み替へるものとする。

(大規模な住宅地造成事業に係る交換等により取得した宅地の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十七条の九 第三十七条の七第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けた者(前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十七条の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の同項に規定する交換により取得した宅地(以下この条において「交換取得宅地」という。)又は譲り受けた宅地(以下この条において「譲受け宅地」という。)について、当該交換取得宅地又は譲

受け宅地を取得した日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得宅地又は譲受け宅地の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(土地等の同項に規定する交換又は譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額に對する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十七条の七第一項に規定する交換の日において当該交換により譲渡した土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額

三 第三十七条の七第一項に規定する交換により交換取得宅地を取得した場合(交換差金を支払つた場合に限る。)又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合 当該交換により譲渡した土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 交換取得宅地又は譲受け宅地の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合には、確定申告書に当該交換取得宅地又は譲受け宅地の取得価額が前項の規

定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

第四十一条第一項から第三項までを次のように改める。

居住者が、昭和五十九年十二月三十一日までに、所得税法の施行地において、住宅の用に供する家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「居住用家屋」という。)の建築の工事に着手し、又は居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは建築後使用されたことのある家屋で政令で定めるもの(以下第三項までにおいて「既存住宅」という。)の取得(贈与によるものを除く。)をして、これらの家屋をその工事の完了の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合において、その者がこれらの家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価に係る次に掲げる借入金又は債務の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年以後三年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年)にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年に限る。)のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二十一条第一項第三号の合計所得金額(次条において「合計所得金額」という。)が八百万円以下であり、かつ、当該借入金又は債務の金額に係るその年における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超えることとなる年については、その超える年分の所得税の額から、当該政令で定める金額のうち三十万円を超える部分の金額の十八パーセントに相当する金額(当該金額に百万未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該金額が十五万円を超えるときは十五万円とする。)を控除する。

一 当該居住用家屋又は既存住宅の建築工事は取得に要する資金に充てられるために第八条第二

一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの(当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む。)

二 政令で定める建設業者に請け負わせた当該居住用家屋の建築工事の請負代金又は政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該居住用家屋若しくは既存住宅の取得の対価に係る債務で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

2 前項の規定は、居住者が、同項の居住用家屋又は既存住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十七条の五の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該居住者の同項に規定する三年間の各年分の所得税については、適用しない。

3 第一項の居住用家屋又は既存住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地(当該土地の上に存する権利を含む。)以外の資産(第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。)の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該居住者の第一項に規定する三年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第四十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、同条第六項中「同項」を「同条第二

項に改め、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改める。

第四十一条の二第五項中「その適用に係る金額」を「当該居住の用に供した日」に改める。

第四十一条の三から第四十一条の七までを次のように改める。

(住宅取得控除の適用を受けた者が居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けることとなる場合の修正申告等)

第四十一条の三 第四十一条第三項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき同条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書(前条第四項第二号又は所得税法第百二十一条の規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期限後申告書)を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る)に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一条第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一号第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る)又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第四十一条の四から第四十一条の七まで 削除

第四十一条の九第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十一条の十一を次のように改める。

限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一条第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一号第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る)又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

第四十一条の四から第四十一条の七まで 削除

第四十一条の九第一項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め、同項第四号中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十一条の十一を次のように改める。

第四十一条の十二第一項から第三項までの規定並びに同条第五項及び第六項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十五中「昭和五十六年法律第百号」を「昭和五十七年法律第八十一号」に改める。

第四十二条の四第一項及び第二項中「第四十五条」を削る。

第四十三条第一項中「次の表の第七号」を「同表の第七号」に改め、「当該特定設備等の取得価額」の下に「(同表の第四号に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に相当するものとして政令で定める金額)」を加える。

四 特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十二年法律第四十四号) 百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

第四十三条第一項の表の第八号中「百分の十三」を「百分の十一」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 青色申告書を提出する法人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、地震防災応急対策に資するために大規模地震対策特別措置法第二十二号に規定する地震防災応急計画に基づき設置する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(前条又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「地震防災応急対策用資産」という。)を取得し、又は当該地震防災応急対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災応急対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災応急対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額(当該地震防災応急対策用資産の取得価額の百分の十八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「第四十三条又は同条」を「前二条又はこれら」に改め、同項の表の第二号中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定不況地域」を「特定地域」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改め、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十五条の二第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十三条若しくは前条」を「前三条」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十三条、前条若しくは第一項」を「前三

令で定める金額)を加え、「次の表の二以上」を「同表の二以上」に改め、同項の表の第六号を削り、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四 特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十二年法律第四十四号) 百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

基本計画又は同法第八條の二第一項に規定する事業提携計画に係るものでその設置することが緊急に必要なものとして政令で定めるもの

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

百分の十八(機械及び第二号第一項に規定する特定産業の構造改善に資する機械及び装置のうち同法に規定する事業のうち政令で定める事業を営む法人(これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。))

条若しくは第一項（第三項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に、「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する法人が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの期間（以下次項までにおいて「指定期間」という。）内に、その製作後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを指定期間内の日を含む各事業年度（設立（合併による設立で政令で定めるものを除く。）の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。次項において同じ。）を含む事業年度を除く。以下次項までにおいて「適用事業年度」という。）の指定期間内に当該法人の営む第一項に規定する事業（以下次項までにおいて「指定事業」という。）の用に供した場合において、当該機械及び装置（適用事業年度の指定期間内において指定事業の用に供したものに限る。）の取得価額の合計額のうち増加投資額があるときは、当該法人が当該増加投資額の全部又は一部をもつて取得し、又は製作したものとするとする当該機械及び装置に係る第一項の規定の適用については、同項中「取得価額の百分の十四に相当する金額」とあるのは、「取得価額に係る第三項に規定する増加投資額に相当する金額の百分の三十に相当する金額に当該取得価額から当該増加投資額に相当する金額を控除した残額の百分の十四に相当する金額を加算した金額」とする。

4 前項に規定する増加投資額とは、第一項に規定する法人の第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が当該法人の営む指定事業の用に供した第一号に規定する機械及び装置で同項の規定の適用を受けるものの取得価額の合計額を超える場合には、当該取得価額の合計額とし、当該法人が合併法人である場合には、当該残額に準ずる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）をいう。

一 適用事業年度の指定期間内においてその営む事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置（昭和五十八年四月一日以後に取得又は製作をしたものに限る。）の取得価額の合計額

二 昭和五十八年四月一日を含む事業年度開始の日前五年内に開始した各事業年度（その設立の日を含む事業年度終了の日が同年四月一日以後である法人（合併により設立（政令で定めるものを除く。）をした法人を除く。）にあつては、当該設立の日を含む事業年度。以下この号において同じ。）において取得又は製作をしてその営む事業の用に供した前項に規定する政令で定める機械及び装置の取得価額の合計額を当該五年以内に開始した各事業年度の月数（暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この号において同じ。）の合計数で除して、これに適用事業年度の指定期間の月数を乗じて計算した金額

第四十五條の三第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「第四十五條若しくは前条」を「前条まで」に、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第四十五條の四第一項中、「第四十五條」を削り、「百分の三十二（第三号に掲げる漁船については、百分の三十）」を「百分の三十」に改め、同項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第二号中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第四十六條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「第四十五條」を削り、「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第四十七條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「百分の五十」を「百分の四十七」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同条第二項中、「第四十五條」を「第四十五條まで」に改める。

第四十八條第一項中「ついでには、原油又は」を「ついでには、」に、「第四十五條の三又は同条」を「第四十三條、第四十四條若しくは第四十五條の三又はこれらの規定」に、「石油貯蔵施設及び石油ガス貯蔵施設については、百分の三十六」を「石油ガス貯蔵施設については、百分の三十四」に改め、同項の表の第一号中「第二条第四項に規定する石油精製業者である法人若しくは石油（石油ガスを除く。）の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人又は同条第七項」を「第一条第七項に、若しくは石油ガス」を「又は石油ガス」に、「昭和四十九年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十六年七月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に改め、「石油貯蔵施設又は」及び「原油又は」を削る。

第四十九條第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「若しくは第四十五條」を削り、同条第二項中「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第五十條の見出しを「植林費の損金算入の特例」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、森林施業計画に基づき、拡大造林」を「青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一条第五項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事（同法第十九條の規定の適用がある場合には、農林水産大臣）の認定を受けた同法第十一条又は第十八條第一項に規定する森林施業計画（同法第十六條の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することを含む。）をいう。以下この項において同じ。」に、「拡大造林の」を「造林の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、及び、それぞれ」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十一條第二項中、「第四十五條」を削る。

第五十一條の二の見出し中「事業を転換する特定の中小企業者等」を「工場を移転する特定の事業者」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者に該当するものが、当該各号に掲げる認定を受けている」を「工業再配置促進法第五条第一項に規定する者に該当するものが、同項に規定する移転に関する計画につき政令で定める期間内に同項の認定を受けた」に、「当該認定に係る中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項又は工業再配置促進法第五条第一項に規定する計画」を「当該計画」に改め、「若しくは船舶」を削り、「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換（移転を含む。以下この条において同じ。）」を「移転」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第四十五條から前条まで」を「から第四十九條まで若しくは前条」に改め、同条第三項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に、「転換の」を「移転の」に改め、同条第五項中「事業転換施設等」を「廃棄施設等」に改める。

第五十二條第一項に次の一号を加える。

五 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第一項に規定する実施計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同条第二項第四号に規定する認定組合等 同法第七條第一項に規定する負担金

第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第四十五條から第五十一條まで」を「から第

3 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその超える金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつ

あること。

三 二十ヘクタール以上の面積の一団の土地について宅地の造成が行われるものであること。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 当該交換により取得した宅地とともに交換差金を取得した場合又は当該土地等の譲渡に係る対価の額が当該譲り受けた宅地の取得価額を超える場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するもの又はその超える金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合又は当該譲り受けた宅地の取得価額が当該土地等の譲渡に係る対価の額を超える場合 帳簿価額に当該交換差金の額又はその超える金額を加算した金額

三 交換譲渡資産等の交換又は譲渡に要した経費で交換取得資産等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第一項の規定は、同項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度前の各事業年度において、当該交換又は譲渡に係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の四第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換又は譲渡については、適用しない。

4 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度以後の各事業年度において当該交換又は譲渡に

係る同項の一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の造成を行う個人又は法人につき相続又は合併があつた場合の同項の規定の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模な住宅地造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の十二 前条第一項に規定する宅地を譲り受けることを約して土地等の譲渡をした法人が、当該宅地の造成に要する期間が一年を超え、その他のやむを得ない事情により、当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長が認定する日までに当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき当該税務署長の承認を受けたときは、当該宅地の取得価額の見積額から当該土地等の譲渡直前の帳簿価額を控除した金額以下の金額を当該譲渡をした日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する譲渡直前の帳簿価額について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「譲り受けた宅地の取得価額」とあるのは、「譲り受ける宅地の取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3 前条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受けた法人が、当該土地等の譲渡をした日を含

む事業年度の翌事業年度開始の日から同項に規定する納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間（第五項において「取得認定期間」という。）内に第一項の特別勘定に係る宅地を譲り受けた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該譲渡の日を含む事業年度において」とあるのは、「次条第三項に規定する取得認定期間内」と、「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該宅地を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、その譲り受けた宅地に係る第一項の特別勘定として経理した金額は、当該宅地を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得認定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この項において「特別勘定残額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 取得認定期間を経過する日において、特別勘定残額を有している場合 当該特別勘定残額

三 取得認定期間内に解散した場合において、特別勘定残額を有しているとき 当該特別勘定残額

四 取得認定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定残額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき 当該金額

6 前条第三項の規定は第一項に規定する譲渡について、同条第五項の規定は第一項の規定の適用を受けた法人について、それぞれ準用する。

7 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項又は第三項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第三項の規定の適用を受けた宅地について、それぞれ準用する。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の当該特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第三項から前項までの規定の適用については、当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

第六十六条から第六十六条の三までを削る。
第三章第七節の二を第七節の三とし、第七節を第七節の二とし、同節の前に次の一節を加える。

第七節 現物出資の場合の課税の特例

（現物出資の場合の課税の特例）
第六十六条 青色申告書を提出する法人（清算中の法人を除く。以下この項において同じ。）のうち特定産業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。）で昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に同法第八条の二第一項に規定する事業提携計画に係る同項の承認を受けたものが、当該承認に係る当該事業提携計画（同法第八条の三第一項の変更の承認を受けた場合には、当該変更後の事業提携計画）に基づき固定資産の出資（政令で定める要件を満たすものに限り）をした場合において、政令で定めるところにより、当該出資に係る当該固定資産（以下この条において「特定出資資産」という。）の出資を受けた法人（以下この条において「出資受入法人」という。）が、当該出資を受けた日を含む事業年度（次項及び第三項において「出資受入事業年度」という。）の確定した決算において、当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額から一円を控除した金額以下の金額を特別勘定として貸借対照表に付記し、又は当該控除した金額

の範囲内において当該帳簿価額を減額してその減額した金額を特別勘定として経理し、かつ、当該出資をした法人（以下この条において「出資法人」という。）が、当該出資をした日を含む事業年度（以下次項までにおいて「出資事業年度」という。）において、当該出資により取得した株式（出資を含む。以下この条において同じ。）につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と当該付記し、又は経理した特別勘定の金額との差額に相当する金額（当該金額が当該特定出資資産の当該出資直前の帳簿価額（当該特定出資資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項までにおいて「出資前帳簿価額」という。）に満たない場合には、当該出資前帳簿価額。第三項において同じ。）を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の場合において、当該出資法人の出資事業年度終了の日が当該出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するときは、当該出資法人は、政令で定めるところにより、当該出資事業年度の確定した決算において当該特定出資資産の価額からその出資前帳簿価額を控除した残額に相当する金額以下の金額を特別勘定として経理することができるものとし、当該出資法人が当該経理をしたときは、その経理した金額に相当する金額は、当該出資事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた出資法人が、政令で定めるところにより、当該出資受入法人（当該出資法人に係る特定出資資産につき、出資受入事業年度において、第一項に規定する特別勘定を設けているものに限り。）の出資受入事業年度終了の日を含む当該出資法人の事業年度（次項において「圧縮記帳処理事業年度」という。）において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定として付記し、又は経理した金額との差額に相当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した場合について準用する。

業年度」という。）において、当該特定出資資産の出資により取得した株式につき、当該出資受入法人が当該出資を受けた際当該特定出資資産に付した帳簿価額と第一項に規定する特別勘定として付記し、又は経理した金額との差額に相当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した場合について準用する。

4 出資法人が第二項の規定により同項に規定する特別勘定として経理した金額は、その圧縮記帳処理事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等とその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書及びこれらの規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項に規定する特別勘定を設けている出資受入法人が当該特別勘定として経理した金額を取り崩した場合に、その取り崩した金額は、その取り崩した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合に、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

8 第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、第一項及び第二項に規定する特別勘定に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六條の二及び第六十六條の三 削除

第六十六條の十第一項に次の一号を加える。

五 特定産業種関連地域中小企業対策臨時措置法

第三條の二第二項第四号に規定する認定組合等

同条第一項の承認に係る実施計画において

定められている同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産
第六十六條の十一中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、「原形」の下に「又は政令で定めるウラン濃縮施設」を加える。

第六十六條の十三を第六十六條の十四とし、第六十六條の十二の次に次の一条を加える。

（特定産業の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例）
第六十六條の十三 青色申告書を提出する法人で特定産業構造改善臨時措置法第二條第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営むもの（これに準ずるものとして政令で定める法人を含む。）が、昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、政令で定めるところにより、同法第三條第一項に規定する構造改善基本計画に基づきその有する法人税法の施行地にある機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定める設備に該当するものに、つき特定産業構造改善臨時措置法第二條第十号に規定する欠損金額のうち当該設備の処理を行ったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額（以下この条において「設備廃棄による欠損金額」という。）があるときは、当該設備廃棄による欠損金額については、同法第五十七條第一項中「五年」とあるのは「十年」として、政令で定めるところにより、同項の規定を適用し、同法第八十一條の規定は、適用しない。

蔵省令で定める書類を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第六十七條の四第六項中「並びに第四十三條、第四十五條」を削る。

第七十條第四項第二号中「第七十條第一項」を「第六十九條の二第二項」に改め、同条第五項第二号中「第七十條第二項」を「第六十九條の二第二項」に改め、同条を第六十九條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）
第七十條 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（以下次項までにおいて「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下次項までにおいて同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利で大蔵省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいう。以下次項までにおいて同じ。）で政令で定めるものがある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての当該宅地等の二百平方メートルまでの部分のうち、当該個人が取得した宅地等で政令で定めるもの（以下次項までにおいて「小規模宅地等」という。）については、相続税法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の全部が当該被相続人等の事業の用に供されていた宅地等である場合 百

分の六十

二 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の一部が当該被相続人等の事業の用に供されてゐた宅地等である場合、イ又はロに掲げる宅地等の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 当該被相続人等の事業の用に供されてゐた宅地等 百分の六十

ロ 当該被相続人等の居住の用に供されてゐた宅地等 百分の八十

三 当該小規模宅地等に係る当該二百平方メートルまでの部分の全部が当該被相続人等の居住の用に供されてゐた宅地等である場合、百分の七十

2 前項第二号の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の個人に係る小規模宅地等（以下この項において「小規模居住用宅地等」という。）については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 同一の被相続人から相続又は遺贈により小規模宅地等取得した他の者がない場合において、前項の規定により計算した金額が同項の小規模宅地等の価額の百分の七十に相当する金額を超えるとき、当該百分の七十に相当する金額から当該小規模宅地等が被相続人等の事業の用に供されてゐた宅地等（次号において「小規模事業用宅地等」という。）の価額に百分の六十を乗じて計算した金額を控除した金額

二 同一の被相続人から相続又は遺贈により小規模宅地等取得した他の者があつた場合において、当該相続又は遺贈により小規模宅地等取得したすべての者に係る前項の規定により計算した金額の合計額が当該すべての者に係る同項の小規模宅地等の価額の合計額の百分の七十に相当する金額を超えるとき、当該

百分の七十に相当する金額から小規模事業用宅地等の価額に百分の六十を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額のうち、当該個人が当該相続又は遺贈により取得した小規模居住用宅地等に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「相続税の申告書」という。）に前二項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、これらの規定による計算に関する明細その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、相続税の申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第七十条の三第四項中「第七十条第四項を」第六十九条の二第四項に、「第七十条第一項を」第六十九条の二第二項に、「第七十条第一項を」第六十九条の二第二項に改める。

第七十二条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十三条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の三」を「所有権の保存の登記にあつては千分の三とし、所有権の移転の登記にあつては千分の五」に改める。第七十四条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。第七十四条の二第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、（「自己の所有する家屋に居住してゐる者で政令で定めるものを除く。」を削り、「次に掲げる家屋」を「家屋（第七十三条の規定の適用を受ける新築家屋を除く。）に、「千分の三」を「千分の五」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十四条の三及び第七十五条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十七条の四中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の五第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十六」を「千分の二十」に改める。

第七十八条中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十八条の四中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第八十一条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、特定産業構造改善臨時措置法第八条の二第二項又は第八条の三第一項の規定による承認（同法第二条第一項に規定する特定産業に属する事業で政令で定めるものに係るものであり、かつ、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間にされたものに限

る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、政令で定めるところにより当該承認があつた日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

一 株式会社の設立又は資本の増加（次号に掲げるものを除く。） 千分の五

二 合併による株式会社設立又は資本の増加 千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の五）

三 株式会社設立、資本の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。） イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の三十五

ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十

四 合併による株式会社設立又は資本の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに掲げる割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の四

ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

第八十一条の二の見出し中「森林組合の合併等」を「農業協同組合等の権利承継」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十八条の四の見出し中「電気乗用自動車」を「電気自動車」に改め、同条中「昭和五十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十八年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に、「乗用自動車」を「自動車」に改める。

第八十九条第三項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第九十条第一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「発電設備又はガスの製造設備で、」を「発電設備で」に改める。

第九十条の二第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第九十条の三第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第二項中「昭和五十八年四月三十日」を「昭和六十年四月三十日」に改め、同項第一号イ中「第六十一号」を「第六十一号第三項」に改め、同項第二号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ヲを同号ハとし、同号イ中「検査自動車のうち」を「検査自動車のうち」に改め、「される自動車を除く」の下に「及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く）」を加え、同号イを同号ロとし、その前に次のように加える。

イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く）を加える。

(1) 乗用自動車 (2) に掲げる自動車を除く。

(1) 車両重量が〇・五トン以下のもので、
一 万八千九百円
(2) 車両重量が〇・五トンを超え、
一 万八千九百円
と、
一 万八千九百円
と、
一 万三千二百円

第九十条の七を次のように改める。

第九十条の八第五項中「砂糖類」を「砂糖類（砂糖消費税法第二条第一項に規定する砂糖類をいう。以下第九十二条までにおいて同じ。）」に改め

る。

第九十条の十の次に次の一条を加える。
(チョコレート菓子等の原料用砂糖に係る砂糖消費税の還付)

第九十条の十一 次に掲げる物品の製造業者が、政令で定める手続により、昭和五十九年三月三十一日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて砂糖消費税法第二条第一項に規定する第二種の砂糖（第九十条の八第四項に規定する粉粒状黒糖及び前条第一項に規定するてん菜含みつ糖を除く。以下第九十二条までにおいて「第二種の砂糖」という。）で課税済みのもの（同法第八条第二項第二号に規定する課税済みの砂糖類のうち、第二種の砂糖に該当するものをいい、同法第十五条第六項又は第十五条の二第五項の規定により砂糖類の製造場とみなされる当該物品の製造場に戻し入れた第二種の砂糖で、同法第二十一条第一項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。以下この条において「課税済みの第二種の砂糖」という。）を原料に用いて当該物品を製造した場合に、政令で定めるところにより、その原料に供した課税済みの第二種の砂糖につき、同法第九条の三第一項に規定する税率（次条第一項に規定する混和砂糖類に該当する第二種の砂糖にあつては、同項に規定する税率）により算出した砂糖消費税額から一キログラムにつき三元の割合で計算した金額を控除して得た砂糖消費税額を当該製造業者が納付したものとみなして、当該控除して得た砂糖消費税額に相当する金額をその者に還付する。

一 関税暫定措置法別表第一第一八・〇六号の一に掲げるチョコレート菓子に該当するものとして政令で定めるもの

二 関税暫定措置法別表第一一九・〇八号の一に掲げるビスケット、クッキー及びクラッカー（あらわれ、せんべいその他の米菓を除く。）に該当するものとして政令で定めるもの

前項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、同項各号に掲げる物品の原料に供する課税済みの第二種の砂糖の移入、貯蔵又は消費に關する事実及び当該課税済みの第二種の砂糖を原料に供して製造した当該物品の製造、貯蔵又は販売に關する事実を帳簿に記載しなければならない。

3 砂糖消費税法第二十二條第三項及び第四項（記帳に係る部分を除く。）の規定は第一項の承認について、同条第五項の規定は第一項の規定による還付を受けようとする者について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付金について、同法第三十二條（第一号を除く）、第三十四條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）及び第三十七條第七号（同法第三十四條第一項第二号に係る部分を除く。）の規定並びに同法第三十九條第一項の規定は第一項の承認を受けて同項各号に掲げる物品を製造する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十二條第三項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十条の十一第一項」と、「課税済みの砂糖類」とあるのは「同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、「原料に供する砂糖類」とあるのは「同項各号に掲げる物品の原料に供する同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、「第十八條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品」とあるのは「この並びに大蔵省令で定めるところによりこれらの物品の製造、貯蔵又は販売に關する事項を帳簿に記載すべきこと」とあるのは「こと」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、並びに当該物品の原料に供した砂糖類の種類及び種別」とあるのは「及び当該物品の原料に供した同項に規定する課税済みの第二種の砂糖」と、同条第七項中「第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項」と、同法第三十二條第二号中「前条」

とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第二項」と、同法第三十四條第一項第一号中「砂糖類の製造者若しくは販売業者、第十八條第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる物品を製造する者又は第二十二條第一項の承認を受けて第十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項の承認を受けて同項各号」と、「これらの」とあるのは「その」と、同項第三号中「若しくは第十八條第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類」とあるのは「又は租税特別措置法第九十条の十一第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項各号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項各号」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げる物品の製造業者が、沖縄県の区域内にある当該物品の製造場において、当該区域内にある砂糖類の製造場で製造された課税済みの第二種の砂糖を原料に用いて当該物品を製造した場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条に次の二項を加える。

2 第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた同項各号に掲げる物品を輸出した場合には、砂糖消費税法第二十二條第二項中「十六円」とあるのは、「三元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた同項各号に掲げる物品で輸出されたもののうち本邦に戻されたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合に、砂糖消費税法第二十三條第二号中「前条第二項」とあるのは「租税特別措置法第九十二條第二項において読み替えて適用する前条第二項」と、「しよ糖の重量」とあるのは「しよ糖の重量に十六分の三を乗じて計算した重量」と、それぞれ読み替えて、同条（第一号を除く。）の規定を適用する。

とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第二項」と、同法第三十四條第一項第一号中「砂糖類の製造者若しくは販売業者、第十八條第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる物品を製造する者又は第二十二條第一項の承認を受けて第十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項の承認を受けて同項各号」と、「これらの」とあるのは「その」と、同項第三号中「若しくは第十八條第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類」とあるのは「又は租税特別措置法第九十条の十一第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項各号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項各号」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げる物品の製造業者が、沖縄県の区域内にある当該物品の製造場において、当該区域内にある砂糖類の製造場で製造された課税済みの第二種の砂糖を原料に用いて当該物品を製造した場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条に次の二項を加える。

2 第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた同項各号に掲げる物品を輸出した場合には、砂糖消費税法第二十二條第二項中「十六円」とあるのは、「三元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた同項各号に掲げる物品で輸出されたもののうち本邦に戻されたものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費する場合に、砂糖消費税法第二十三條第二号中「前条第二項」とあるのは「租税特別措置法第九十二條第二項において読み替えて適用する前条第二項」と、「しよ糖の重量」とあるのは「しよ糖の重量に十六分の三を乗じて計算した重量」と、それぞれ読み替えて、同条（第一号を除く。）の規定を適用する。

とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第二項」と、同法第三十四條第一項第一号中「砂糖類の製造者若しくは販売業者、第十八條第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる物品を製造する者又は第二十二條第一項の承認を受けて第十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項の承認を受けて同項各号」と、「これらの」とあるのは「その」と、同項第三号中「若しくは第十八條第一項各号に掲げる物品又は前号に規定する砂糖類」とあるのは「又は租税特別措置法第九十条の十一第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「砂糖類の製造者若しくは販売業者又は第十八條第一項各号」とあるのは「租税特別措置法第九十条の十一第一項各号」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げる物品の製造業者が、沖縄県の区域内にある当該物品の製造場において、当該区域内にある砂糖類の製造場で製造された課税済みの第二種の砂糖を原料に用いて当該物品を製造した場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十二条に次の二項を加える。

2 第九十条の十一第一項の規定の適用を受けた同項各号に掲げる物品を輸出した場合には、砂糖消費税法第二十二條第二項中「十六円」とあるのは、「三元」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第九十三條第二項中「前項の違反行為」を「第一項又は前項の違反行為」に、「前項の罰金刑」を「前三項の罰金刑」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第九十一條第四項」を「第九十條の十一第二項又は第九十一條第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

偽りその他不正の行為により第九十條の十一第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第九十三條に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第六十六條の三)を「第六十五條の十二」に改める部分、「第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六條の四・第六十六條の五)」を「第七節 現物出資の場合の課税の特例(第六十六條第六十六條の六)のための課税の特例(第六十六條の四・第六十六條の五)」に改める部分及び「第七節の二」を「第七節の三」に改める部分に限る。

十三條第一項の改正規定(同項の表の第六号を削る部分及び同表の第八号を改める部分を除く)、第六十六條から第六十六條の三までを削る改正規定、第七節の二を第七節の三とし、第七節を第七節の二とし、同節の前に一

節を加える改正規定、第六十六條の十三を第六十六條の十四とし、第六十六條の十二の次に一項を加える改正規定並びに附則第九十條の規定並びに附則第二十一條中附則第十八條第六項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)の施行の日

二 第十二條第一項の表の第二号の改正規定(「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を改める部分及び「特定不況地域」を改める部分に限る)、第十八條第一項に一号を加える改正規定、第四十五條第一項の表の第二号の改正規定(「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を改める部分及び「特定不況地域」を改める部分に限る)、第五十二條第一項に一号を加える改正規定及び第六十六條の十第一項に一号を加える改正規定、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号)の施行の日

三 第四十一條の十一の改正規定及び附則第九十條の規定、昭和五十九年一月一日

四 第九十條の六第一項の改正規定(昭和五十八年四月三十日)を改める部分を除く。並びに附則第二十四條中第七條第一項第三号を同項第四号とする改正規定、同項第二号の改正規定(「前号」を改める部分に限る)、同号を同項第三号とする改正規定、同項第一号の改正規定(第六十一條第二項(自動車検査証の有効期間の短縮)を改める部分及び「される自動車を除く。」の下に加える部分に限る。及び同号を同項第二号とし、同号の前に一号を加える改正規定、昭和五十八年七月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税につ

いては、なお従前の例による。

(少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四條第一項に規定する個人が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に購入をした同項に規定する公債(同条第三項に規定する公債で政令で定めるものを含む。)の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をした同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧法第四條第一項及び第二項の要件を満たすものを有する場合においては、当該公債については、その者が施行日において新法第四條第一項及び第二項の要件に従つて購入をしたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出された旧法第四條第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四條第一項の適用に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十一條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十條の二第一項及び第三項中「次条」とあるのは「改条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第 号。以下「昭和五十八年改正法」という。))附則第四條第一項を含む。」と、新法第十一條の二第一項中「前条」とあるのは「前条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條第二項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項及び第二項を含む。)」と、新法第十三條第三項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の第三項、第十三條第一項、第十三條第二項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第二十三條第三項の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十條の二から」とあるのは「第十條の二、第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)、第十一條の二から」とする。

3 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二條の二第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第十二條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二條の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。」「と、新法第十二條第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の二第一項及び第四項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の三第一項、第十三條第一項、第十三條第二項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第二十三條第三項の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十條の二から」とあるのは「第十條の二、第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)、第十一條の二から」とする。

3 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二條の二第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第十二條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二條の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。」「と、新法第十二條第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の二第一項及び第四項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第十二條の三第一項、第十三條第一項、第十三條第二項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)」と、新法第二十三條第三項の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十條の二から」とあるのは「第十條の二、第十一條(昭和五十八年改正法附則第四條第一項を含む。)、第十一條の二から」とする。

3 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二條の二第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第十二條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二條の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

6 新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械装置等については、なお従前の例による。

7 新法第十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けるこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第二項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

9 新法第十六条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得をする同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施行日前に取得をした旧法第十六条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

10 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する認定を受ける場合における当該個人の同項に規定する廃棄施設等について適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第五条 個人の昭和五十七年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十条第一項に規定

する海外取引による収入金額がある場合における昭和五十八年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和五十八年一月一日から同年三月三十一日まで期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数(以下この項において「その年の月数」という。)で除して計算した金額の千分の十三・六に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十二・二に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十八・四に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十六・六に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

(個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六条 新法第三十四条の二第二項第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七条の五第一項に規定

する譲渡資産に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条の七から第三十七条の九までの規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条の七第一項に規定する土地等の同項に規定する交換又は譲渡について適用する。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第七条 新法第四十一条から第四十一条の三までの規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を施行日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を施行日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十年分までの各年分の所得税については、同条及び旧法第四十一条の二(これらの規定を租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例による。

(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置)

第八条 新法第四十一条の九第一項の規定は、個人の昭和五十八年分以後の所得税に係る同項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十七年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の九第一項の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

(協業のために現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置)

第九条 旧法第四十一条の十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する事業を行う個人が、昭和五十八年十二月三十一日以前に旧法第四十一条の十一第一項に規定する事業資産を同項に規定する会社等の設立のために、又は当該会社等に対して出資した場合における同項の規定による納期限の延長については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)
第十一条 新法第四十三条の表の第四号の規定は、法人が附則第一条第一号に定める日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項の表の第四号に掲げる減価償却資産について適用する。

2 施行日前に旧法第四十三条の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十四条から第四十九条まで、第五十一条、第五十一条の二、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項及び第二項中「次条」とあるのは「次条(昭和五十八年改正法附則第二十一条第二項を含む。）」と、新法第四十四条第一項中「前条」とあるのは「前条(昭和五十八年改正法附則第二十一条第二項を含む。）」と、新法第四十五条第一項中「前条」とあるのは「前条(昭和五十八年改正法附則第二十一条第二項を含む。）」と、新法第四十五条の二第一項及び第五項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十八年改正法附則第二十一条第二項を含む。）」と、新法第四十五条の三第一項、第四十五条の四第一項、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十一条第二項及び第五十一条の二第二項中「第四

十三条」とあるのは「第四十三条（昭和五十八年改正法附則第十一條第二項を含む）」と、新法第六十四條第六項（第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む）、第六十五條の七第七項（第六十五條の八第七項において準用する場合を含む）及び第六十七條の四第六項中「第四十五條の三まで」とあるのは「第四十五條の三までの規定（昭和五十八年改正法附則第十一條第二項の規定を含む）」とする。

4 新法第四十三條第一項の表の第八号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同様に掲げる航空機について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第八号に掲げる航空機をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十五條の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十五條の二第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同様に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五條の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十五條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五條の三第一項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等につ

いては、なお従前の例による。

8 新法第四十五條の四第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けるこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五條の四第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新法第四十六條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

10 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

11 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、なお従前の例による。

12 旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第二条第四項に規定する石油精製業者である法人又は石油（石油ガスを除く）の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人が施行日前に取得又は建設をした同表の第一号に掲げる石油貯

蔵施設及び施行日前に同法第五條第一項の規定により届出をした同項に規定する石油の備蓄に関する計画に基づき施行日から昭和六十年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油貯蔵施設（以下この項において「施行日以後取得の石油貯蔵施設」という。）については、旧法第四十八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「石油貯蔵施設及び石油ガス貯蔵施設については、百分の三十六」とあるのは「石油貯蔵施設については、百分の三十六」と、昭和五十八年三月三十一日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」とする。

13 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四、第四十五條の四、第四十六條、第五十一條、第五十一條の二、第五十一條の二、第五十二條の三、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二條の四第一項及び第二項中「第四十八條」とあるのは「第四十八條（昭和五十八年改正法附則第十一條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十八年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條（以下この章において「旧法第四十八條」という。）を含む）」と、新法第四十五條の四第一項、第四十六條第一項、第五十一條第二項、第五十二條の二第二項、第五十二條の二並びに第五十二條の三第一項及び第三項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條までの規定（旧法第四十八條の規定を含む）」と、新法第六十四條第六項（第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む）、第六十五條の七第七項（第六十五條の八第七項において準用する場合を含む）及び第六十七條の四第六項中「第五十一條まで」とあるのは「第五十一條までの規定（旧法第四十八條の規定を含む）」とする。

14 新法第四十九條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得をした旧法第四十九條第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

15 法人が、施行日前に取得（改良を含む）若しくは建設をした旧法第五十條第一項に規定する構築物又は施行日前に支出した同条第二項に規定する植林費については、なお従前の例による。

16 新法第五十一條の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する廃棄施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一條の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）
第十二條 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和五十八年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十八年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六（当該事業年度終了の時にあっては資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項にお

て「中小法人」という。については、千分の十三・六に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・六（中小法人については、千分の十二・二）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九（中小法人については、千分の十八・四）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の七（中小法人については、千分の十六・六）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十万」とあるのは、「二十五万九千」とする。

4 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十七条の三の規定は、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第三十六条の規定により新法第五十七条の三第一項の法人が同項の使用済燃料再処理準備金を積み立てることとなる事業年度として政令で定める事業年度以後の各事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額について適用する。この場合において、当該政令で定める事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（法人の資産の譲渡等の場合の経過措置）
第十三条 新法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の十一及び第六十五条の十二の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の同項に規定する交換又は譲渡について適用する。

（動力炉、核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置）
第十四条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）
第十五条 新法第七十条の規定は、昭和五十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産に係る相続税について適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）
第十六条 新法第七十三条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十三条に規定する家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四条の二第一項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の四第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の五第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の五第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧法第八十一条の二第二項の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法（昭和三十一年法律第五十六号）第四条第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併をした場合における旧法第八十一条の二第二項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）
第十七条 旧法第八十八条の四の規定に該当する自動車で、同条に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置）
第十八条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

番号の指定」とあるのは、「車両番号の指定

(道路運送車両法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含む。)とする。

第二十五条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第十一条中「認定中小企業者」を「第三条第一項の認定を受けた中小企業者」に改める。

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法及び日本専売公社法の一部を改正する法律

(製造たばこ定価法の一部改正)

第一条 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表紙巻たばこの項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「七五円」を「八五円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同表紙巻たばこの項中「一三三円」を「一四二円」に、「七二円」を「八二円」に改め、同表紙巻たばこの項中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同条第二項中「百八十円」を「百九十円」に改める。

(日本専売公社法の一部改正)

第二条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 公社は、昭和五十八事業年度及び昭和五十九事業年度については、第四十三条の十三第一項の規定により納付する専売納付金のほか、小売人に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこの本数(昭和五十八事業年度にあつては、政令で定める期間内において売り渡した

これらの製造たばこの本数とする。)を〇・三四円に乘じて得た額に相当する金額を当該事業年度の翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。附則第五項及び第六項を次のように改める。

5 前項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこの本数の算定については、それぞれその一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

6 附則第四項の規定により国庫に納付する金額は、第四十三条の十三第二項から第四項までの規定並びにたばこ専売法第三十四条第一項及び製造たばこ定価法第三条の規定の適用については、第四十三条の十三第一項の規定により納付する専売納付金とみなす。

附則

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月二十五日印刷

昭和五十八年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局